

指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導） 運営規程

《趣旨》

第1条 医療法人厚生会が設置する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業者（以下、「事業者」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

《事業の目的》

第2条 通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

《運営の方針》

- 第3条 事業者が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従事者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者等に対して、その自宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
2. 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う。
 3. 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係する市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 4. 事業者は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

《名称および所在地》

第4条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 福井厚生病院
- (2) 所在地 福井市下六条町1字6番1

《従業者の職種、員数、および職務内容》

第5条 従業者の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 従業者（医師・薬剤師・管理栄養士） 1人以上

2. 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の員数は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する員数を下回らないものとする。

3. 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
4. 従業員は、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

《営業日及び営業時間》

第6条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日、12/29～1/3までを除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。（緊急時は別途協議する。）

《指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の種類》

第7条 事業者が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導は、医師・薬剤師・管理栄養士による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

《通常の事業の実施範囲》

第8条 福江市、鯖江市とする。
（上記以外の地域の利用者については相談に応じる。）

《利用者から受領する費用の額》

- 第9条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスである時はその基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。
2. 上記の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に当該サービス内容及び費用について説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

《緊急時における対応方法》

第10条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従事者は、サービスを行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに、主治医・介護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

《事故発生時の対応》

- 第11条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町、利用者の家族等、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場

合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《虐待防止について》

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を置く。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する。

《その他運営についての留意事項》

第13条 事業者は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

《付則》 この規程は令和8年2月1日から施行する。